

事 企 法 一 三 〇 四

令和4年11月18日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について（平成18年12月15日事企法一668）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年11月18日（第1項の表給実甲第1301号（人事院規則9—149（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）の運用について）の欄を改める部分については、令和5年4月1日）以降は、これによってください。

なお、この通知による改正前の「人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間）の運用について」第1項の表給実甲第1301号（人事院規則9—149（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）の運用について）の欄、任期付職員の採用及び給与の特例の運用について（平成12年11月27日任企一590）の欄及び職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣の運用について（平成27年6月24日人企一812）の欄に掲げられていた人事管理文書の保存期間については、なお従前の例によってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
<p>1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）（以下「規則 1—3 4」という。）第 3 条の人事院が定める人事管理文書（規則 1—3 4 第 2 条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から 1 年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。</p>				<p>1 人事院規則 1—3 4（人事管理文書の保存期間）（以下「規則 1—3 4」という。）第 3 条の人事院が定める人事管理文書（規則 1—3 4 第 2 条に規定する人事管理文書をいう。以下同じ。）は、次の表に掲げる人事管理文書とし、その保存期間は、その区分に応じ、それぞれ同表の基準日の欄に掲げる日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日（同日以外の日を起算日とすることが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、同欄に掲げる日から 1 年以内の日）から起算して同表の保存期間の欄に掲げる期間（当該期間以上の期間保存することが人事管理文書の適切な管理に資すると認められる場合には、当該期間以上の期間）とする。</p>			
人事管理文書の区分		基準日	保存期間	人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
給実甲第	第 1 の第 1	取得の日	5年	給実甲第	第 1 項の通	取得の日	5年

1306号（博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について）	項ただし書若しくは第2項又は第2の第2項ただし書、第3項若しくは第5項の承認に関する文書等		
(略)	(略)	(略)	(略)
任期付職員	(略)	(略)	(略)
員の採用及び給与の特例の運用について（平成12年11月27日任企—590）	任期付職員法第7条第4項及び規則第8条関係第2項ただし書の協議に関する文書等	任期を定めた任用の終了した日	5年
	任期付職員法第7条第4項及び規則第8条関係第4項の支給状況報告書		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
配偶者同行休業の運用について（平成26年	第2の第8項の届出の文書等	配偶者同行休業が終了した日の翌日	3年
	第5の第1	任期を定	3年

1301号（人事院規則9—149（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）の運用について）	知の文書等		
(略)	(略)	(略)	(略)
任期付職員	(略)	(略)	(略)
員の採用及び給与の特例の運用について（平成12年11月27日任企—590）	任期付職員法第7条第4項及び規則第8条関係第2項の協議に関する文書等	任期を定めた任用の終了した日	5年
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
配偶者同行休業の運用について（平成26年	第2の第8項の届出の文書等	配偶者同行休業が終了した日の翌日	3年
	第5の第1	任期を定	3年

2月13日	職一	項又は第2項の承諾の文書等	めた任用の終了した日
40)			
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

2月13日	職一	項又は第2項の承諾の文書等	めた任用の終了した日	
40)				
職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣の運用について(平成27年6月24日人企一812)		規則第11条関係ただし書の協議に関する文書等	取得の日	5年
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

以 上